

●危機的事象と危機対応計画<貨物船・フェリー（物流）編>

流行段階		想定されるリスク	危機対応計画
準備期	①未発生期： 感染症が発生していない状態で、新型コロナウイルス発生に備え、体制を整備する時期	・特記事項なし。	・マネジメント計画を推進し、感染症に備える
初動期	②海外発生期： 海外にて感染症が発生した事が大衆へ伝達される。国内への侵入をできる限り抑えけるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期	○海外での感染者の発生 ・外航貨物船及びフェリーの船員と検疫等のため立ち入る際の接触によって感染者が発生する ○荷役への影響 ・外航貨物船及びフェリーが船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響する<※②～④に跨るリスク> ・検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船・フェリーが岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響する<※②～④に跨るリスク> ○国内への感染者流入 ・港湾関係労働者が、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船及びフェリーに係るサービスを提供することで国内に感染症を持ち込む<※②～⑤に跨るリスク>	○情報収集と共有 ・海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集と、情報の開示及び共有 ・ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施の要請 ・感染者等が判明した場合は、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請する ○防疫資器材の確保 ・感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防、防疫資器材についての状況把握
初動期 と 対応期	③国内発生期： 国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、国内感染をできる限り抑える時期	○人的資源の不足 ・港湾関係労働者間、港湾関係労働者と船員間の感染により港湾運営に必要な人的資源が不足する<※③～④に跨るリスク> ○港湾運送への影響 ・港湾関係労働者における感染拡大により、離着岸や本船荷役等の港湾運送ができなくなる<※③～④に跨るリスク>（特に緊急物資輸送時に留意）	○情報収集と共有【継続】 ・国内外の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集と、情報の開示及び共有・更新を強化 ・風評による港湾機能の低下を避けるため、正確な情報発信に努める ○感染症防止対策 ・ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請する ・感染者等が判明した場合は、速やかに防疫関係機関に報告するとともに、当該感染者等の隔離、観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請する ・港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握する ○防疫資器材の在庫管理 ・予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努める
対応期	④国内感染期： 国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態で、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期	○港湾機能の低下 ・国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下する	○情報収集と共有【継続】 ○感染症防止対策【継続】 ○勤務体制の見直し ・職員に感染が発生した場合は、業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行う ・職員のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する ○代替輸送検討 ・一時的な輸送サービスの代替を検討する ○防疫資器材の在庫管理【継続】
	⑤小康期： 感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態で、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期	○感染再発生 ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発 ・外航貨物船・フェリーの船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生する	○感染症防止対策【継続】 ○感染症BCPの見直し ・感染症の予防、防疫資器材の補充や、対応の見直しを行い、本BCPの修正を実施する

●危機的事象と危機対応計画<フェリー（旅客）編>

流行段階		想定されるリスク	危機対応計画
準備期	①未発生期： 感染症が発生していない状態で、新型感染症発生に備え、体制を整備する時期	・特記事項なし。	・マネジメント計画を推進し、感染症に備える
初動期	②海外発生期： 海外にて感染症が発生した事が大衆へ伝達される。国内への侵入をできる限り抑えようととも、国内発生に備えた体制を整備する時期	○国内への感染者の流入 ・国際フェリー及び外航定期旅客船を利用する海外渡航者又は上陸する船員からの感染者が国内に流入する ○船内での感染拡大 ・国際フェリー及び外航定期旅客船を利用する旅客相互の接触による感染拡大が発生する	○情報収集と共有 ・海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集と、情報の開示及び共有 ・ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施の要請 ・感染者等が判明した場合は、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請する ○防疫資器材の確保 ・感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防、防疫資器材についての状況把握
初動期 と 対応期	③国内発生期： 国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、国内感染をできる限り抑える時期	○国内感染の発生 ・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させる ○船舶運行への影響 ・フェリー等のクルーやターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が停止する<※③～④に跨がるリスク>	○情報収集と共有【継続】 ・国内外の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集と、情報の開示及び共有・更新を強化 ・風評による港湾機能の低下を避けるため、正確な情報発信に努める ○感染症防止対策 ・ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請する ・感染者等が判明した場合は、速やかに防疫関係機関に報告するとともに、当該感染者等の隔離、観察、感染診断等の所要の措置を行うよう要請する ・港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握する ○防疫資器材の在庫管理 ・予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努める
対応期	④国内感染期： 国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態で、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期	※国際フェリー・外航定期旅客船の旅客輸送は休止されていると想定 ○感染拡大による影響 ・国内フェリー等の利用による広域移動により国内感染が拡大する ・港湾関係者間における感染拡大によって、フェリー等の運航が維持できなくなり府内の経済活動や府民生活に影響が及ぶ	○情報収集と共有【継続】 ○感染症防止対策【継続】 ○勤務体制の見直し ・職員に感染が発生した場合は、業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行う ・職員のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する ○代替輸送検討 ・一時的な輸送サービスの代替を検討する ○防疫資器材の在庫管理【継続】
	⑤小康期： 感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態で、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期	○感染再発生 ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発 ・フェリーの船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生する	○感染症防止対策【継続】 ○感染症BCPの見直し ・感染症の予防、防疫資器材の補充や、対応の見直しを行い、本BCPの修正を実施する

●危機的事象と危機対応計画<災害対応編>

流行段階		想定されるリスク	危機対応計画
準備期	①未発生期: 感染症が発生していない状態で、新型コロナウイルス発生に備え、体制を整備する時期	・特記事項なし。	・マネジメント計画を推進し、感染症に備える
初動期	②海外発生期: 海外にて感染症が発生した事が大衆へ伝達される。国内への侵入をできる限り抑えとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期	○感染者の国内流入 ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入する ○荷役への影響 ・舞鶴港が被災中に係留中の貨物船及び旅客船等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難になる (※②～④に跨るリスク)	○災害支援への対応 ・災害対応従事者の感染対策(マスク着用、三密回避等) ・非接触型体温計等による検温 ・支援船の着岸バース調整 ○感染予防対策用品の準備 感染予防対策用品の準備・備置き
初動期 → 対応期	③国内発生期: 国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、国内感染をできる限り抑える時期	○現地支援及び復旧活動への影響 ・舞鶴港で感染が発生しており、被災状況調査及びTEC-FORCE 等による支援等が実施出来ない ○支援活動等による感染拡大 ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生する ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を発生させる ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生する ・TEC-FORCE及びリエゾン派遣職員及び災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大する ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染症感染者が発生し、街中に流入する ○港湾機能への影響 ・災害対応従事者(行政関係者、建設会社等)が感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えず、港湾物流及び緊急物資輸送拠点等に支障が出る ・舞鶴港が被災中に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなる	○災害支援への対応 ・災害対応従事者の感染対策(マスク着用、三密回避等) ・非接触型体温計等による検温 ・支援船の着岸バース調整 ・WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応 ○資器材把握 ・感染予防対策用品の状況把握、確保
対応期	④国内感染期: 国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態で、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期	○現地支援及び復旧活動への影響 ・舞鶴港に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ない ○支援活動等による感染拡大 ・TEC-FORCE、リエゾン派遣職員、災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症をまん延させる ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大する ・辺地等への給水支給及び緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させる ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大する ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出する ○港湾機能への影響 ・災害対応従事者(行政関係者、建設会社等)が感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えず、広域的に港湾利用面(緊急物資輸送拠点等)に支障が出る ・舞鶴港が被災中に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなる	○災害支援への対応【継続】 ○資器材確保【継続】 ・感染予防対策用品の確保、補充
	⑤小康期: 感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態で、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期	○感染再発生 ・措置緩和に伴う感染拡大の再発	○災害支援への対応【継続】 ○BCPの見直し ・複合災害に対するBCPの見直し ○資器材確保【継続】 ・感染予防対策用品の確保、補充、備蓄